

## 任意後見制度とは？

●認知症などで自分の判断力が低下した後に、生活上のさまざまな手続きや契約などについて、自分の選んだ信頼のおける人・団体に「お願いできる仕組み」のことです。

この任意後見という仕組みを使うためには、公正証書による契約書を作成し、その中に依頼したい内容を目録として記載します。

- ・「任意後見に関する法律」(平成11年2月8日)に基づくものです
- ・裁判所が選任する任意後見監督人が第三者の立場から財産管理等の監督を行います

●『財産管理委任契約』を併せて契約することにより、判断能力の低下がない時でも任意後見契約のような支援を受けることが可能になります。

- ・任意後見監督人のような立場の人を、司法書士等に任意で依頼することが可能です

## ご利用者のイメージ1

O様 85歳男性

長らく夫婦2人で暮らしていました。妻が他界してから、生活のペースが崩れてしまい、急にお金や大切な書類の管理、諸手続きなどがおぼつかなくなり、病気も患ってしまいました。

そんな時、任意後見や死後事務委任契約のことを知りました。遠方に住む弟一家は疎遠で、迷惑をかけたくない思いもあり、詳しい話を聞くために面談を申し込み、費用の見積もりをし利用を決めました。

携帯電話のプラン変更や、介護保険の申請、デイサービスの契約、保険証の管理、高額な買い物の相談、一時給付金の手続きなどを代理人に行ってもらえるようになったため、安心して日常生活を送れるようになりました。郵便物がたまることがなくなり、支払いなどもスムーズになりました。

また、ケアマネジャーさんとも連絡を取り合うため、家族のように感じられています。



## 終活5点セット

- 1, 遺言
- 2, 財産管理委任契約
- 3, 任意後見契約
- 4, 死後事務委任契約
- 5, 尊厳死宣言



## 「もしも」に備える

何かあったときに  
助けてもらえる人が  
いないので不安だな

預貯金の管理  
ができるかな

役所の手続き  
ができるかな

自分で契約が  
できるかな

不動産など大切な  
財産について  
判断したり管理したり  
できるだろうか

自分で備えたい  
けど、どうしたら  
いいだろう

遠くの銀行には  
行けないかも  
しれない



## ご利用者のイメージ2

H様 60歳女性

夫の他界後、一人で農業などしていました。難病の進行で身の回りの介護が必要となり、自宅での生活が難しくなりました。

子供は遠方で家族と暮らし、自分の兄弟姉妹も高齢のため、日常のお世話や支援が得られない状況でした。

そのため施設へ入ることを決め、任意後見契約や財産管理委任契約などの終活セットを利用することにしました。

その後は、空家となった自宅の管理、障害年金の受給申請、何より自分の財産などの全体像を整理することができ安心しました。また、入退院の手続きや支払いもスムーズでした。

## 費用のめやす

### 【契約時一時金】

終活セット契約手数料、公正証書原案作成報酬、公証役場への手数料などで合計35万円ほどが必要です。

### 【状況に応じて月額報酬】

財産管理委任契約・任意後見契約により、代理権目録にある代理行為を行う状況になった場合、それ以後月額27,500円～(税込)の報酬が必要となります。

### 【事実行為報酬】

代理権目録に含まれない事実行為（病院の付添など）については、別途必要となります。

※その他、遺言執行報酬、死後事務執行報酬がそれぞれ必要になります。詳しくは、お問い合わせください。